



台風19号計画運休、職場問題を解決しよう！⑤ ノーペイとは何が根拠？ 職場にいる時間は労働時間にせよ！

計画運休によって、何時間も詰所で時間を潰す乗務員が、どこの職場でも発生しました。この時間が労働時間となるのか、労働外時間となるのかが問題になっています。多くの現場管理者は「ノーペイ（労働外時間）」だと言っています。

一例をあげると、新幹線運輸所では、出勤点呼を執ってすぐにノーペイと言われました。また、浜松運輸区では所定の終了点呼時刻になるまで帰宅を許されず、職場で待たせておいて、その時間はノーペイと言われました。新幹線乗務員職場では、基本的な考え方として「計画運休により労働しなかった時間は特段指示がない限り『労外』となります」という掲示が掲出されました。

12月4日に開催した業務委員会で、会社は「乗務列車が無く、指揮命令下に無いのは労働外時間」と回答し、浜松運輸区の場合は「管理者が何と言ったかは分からないが、労外と言えば労外だ」としました。これに対し、本部は「指揮命令下にあるのだから労働時間とするのは当たり前だ」と反論しました。

皆さん、このような理不尽な扱いで良いのでしょうか？もっともっと、職場から声をあげ、働きやすい職場を目指しましょう！